

# 土庄町総合ハザードマップ作成委託業務 実施要領

本実施要領は、土庄町総合ハザードマップ作成委託業務（以下、「本業務」という。）の委託事業を簡易公募型企画競争入札方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 1. 業務の目的

ハザードマップは、災害リスク、災害時における避難行動、平常時における事前対策等について町民の理解を深め、災害時における円滑かつ適切な避難行動等につなげることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めるために非常に重要なものである。

本町は、次のようなハザードマップを作成するために、企画競争方式で事業者を選定する。

- ・町民の関心をひきつけ、「読みたくなる」「読む価値がある」と感じさせる。
- ・幅広い年代の町民が、災害に関する知識を深めることができる。
- ・ユニバーサルデザインにより多くの町民が実用的に活用することができる。

## 2. 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである。詳細は、別紙「土庄町総合ハザードマップ作成委託業務仕様書」（以下「仕様書」という）による。

- (1) 発注者のヒアリング、綿密な協議
- (2) ハザードマップ作成のための資料収集
- (3) ハザードマップのデザイン、構成、内容の検討
- (4) ハザードマップデータの作成

## 3. 提案限度額

提案限度額は、8,679,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

## 5. 担当窓口（提出先）

土庄町役場 総務課

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

電話 : 0879-62-7000

FAX : 0879-62-4000

メール : [soumu@town.tonoshono.lg.jp](mailto:soumu@town.tonoshono.lg.jp)

## 6. 選定方法

土庄町ハザードマップ作成委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、業者を選定する。

## 7. 参加資格

- 公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
  - (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
  - (4) 土庄町建設工事指名停止等措置要領による指名停止期間中の者でないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
  - (6) ISO 9001（品質マネジメントシステム）及びプライバシーマークの認証を取得している者であること。
  - (7) 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有するものとする。
    - (1) 空間情報総括管理技術者
    - (2) 技術士（「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）
    - (3) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
  - (8) 照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものとする。
    - (1) 空間情報総括管理技術者
    - (2) 技術士（「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）
  - (9) 担当技術者は、過去 5 年以内に四国内におけるハザードマップ作成業務の完了実績を有し、測量士の資格を有するものとする。
  - (10) 国税及び地方税（県・町）のいずれも滞納していない者。
  - (11) 香川県内に本社（本店）、支店、営業所等を有する者。

## 8. 実施スケジュール

内容	期間・期限
① 公募要項の公表	令和 6 年 6 月 17 日（月）
② 参加表明書締切	令和 6 年 6 月 24 日（月）
③ 質問の受付締切	令和 6 年 6 月 28 日（金）
④ 質問に対する回答期限	令和 6 年 7 月 2 日（火）
⑤ 企画提案書、見積書提出締切	令和 6 年 7 月 8 日（月）
⑥ 提案内容審査・ヒアリング	令和 6 年 7 月 17 日（水）予定
⑦ 結果通知	令和 6 年 7 月 19 日（金）予定
⑧ 契約締結	令和 6 年 7 月 22 日（月）

## 9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限  
令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時
- (2) 提出書類
  - ・参加表明書（様式第 1 号）

・会社概要書（様式第2号）

※ 7の(6)から(11)の参加資格を満たしていることを確認できる書類を添付すること。

・業務執行体制及び業務実績調書（様式第3号）

※ 応募企業の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレットでも可。

※ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者のハザードマップ作成に関する実績（契約書の写し又は、テクリスの写し）と資格登録証明書（写し）を添付すること。

・納税証明書 国税及び地方税に未納がないことを証するものとする（写し）

(3) 提出物について

様式第1号には代表者印を押印し提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(5) 参加資格の確認

参加表明書提出者には後日、連絡先に記載のE-mailアドレス宛に参加資格の有無について連絡します。

## 10. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

(ア) 提出期限 令和6年6月28日（金）午後5時

(イ) 提出書類 質問書（様式第5号）

(ウ) 提出方法 5. 担当窓口内記載のメールアドレス宛てに送信すること。

件名は「土庄町総合ハザードマップ作成委託業務（質問）」とする  
こと。

※質問はメールのみとし、電話等では受け付けない。

(2) 質問への回答

(ア) 回答期限 令和6年7月2日（火）

(イ) 回答方法

（参加表明書提出締切前）質問書を送信したメールアドレス宛に随時回答する。

（質問事業者名を伏せた上で、土庄町ホームページに掲載する。）

（参加表明書提出締切後）参加表明書に記載のあるメールアドレス宛に随時回答する。

（参加表明書を提出した全事業者）

## 11. 企画提案書、見積書の提出

(1) 提出部数 正本1部、副本5部

(2) 提出期限 令和6年7月8日（月）午後5時

(3) 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式第6号）

(イ) 企画提案書（任意様式）

(ウ) 見積書（様式第7号）

(エ) 積算内訳書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

## (5) 留意事項

次の提出書類①から④を順に製本し、それぞれインデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。

提出書類一覧	
①企画提案書提出届	様式第 6 号
②企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4 版の任意様式 ※A3 折り込み可 (Z 折りすること)</li> <li>・ 表紙、目次を除き、縦型、左綴じで両面印刷 15 枚以内とする。</li> <li>・ 文字サイズは注記等を除き 12 ポイント以上とする。</li> <li>・ ページ番号を附番すること。</li> <li>・ 企画提案書には、本業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 業務実施方針</li> <li>(イ) 業務実施工程 (スケジュール)</li> <li>(ウ) 業務実施体制</li> <li>(エ) ハザードマップの作成内容について</li> <li>(オ) 防災啓発情報の掲載内容について</li> <li>(カ) 追加提案内容について</li> </ul> </li> <li>・ 提案にあたっては、文章を補完するために必要な図、イラスト、写真等を掲載する等、可能な限り審査員がイメージしやすいように工夫すること。</li> <li>・ 専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門知識がなくても理解し易いよう工夫すること。</li> <li>・ 契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。(加点対象)</li> <li>・ 類似業務で本町「ハザードマップ」の仕様に近い、他団体のハザードマップがあるときは、1 自治体分に限ってサンプルとして提出できるものとする。</li> </ul>
③見積書	様式第 7 号
④積算内訳書	任意様式

## (5) その他

- ア 企画提案は、1 社につき 1 提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案をすべて失格とする。(提出後はいかなる理由があっても再提出は認めない。)
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- エ 応募書類の作成に係る経費は提案者の負担とする。
- オ 企画提案書等には、提案者が特定できないよう企業名等を記載しないこと。

## 1.2. 審査・ヒアリング

審査委員会は、提出された企画提案書等の確認及び提案者からのプレゼンテーションの内容を、

(6)に掲げる審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

### (1) 実施日

令和6年7月17日（水）予定

時間等については、参加表明書提出者に後日通知します。

### (2) 場所

土庄町役場本庁舎3階防災対策室

### (3) 時間配分

プレゼンテーション30分、質疑応答15分

### (4) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、審査の評価点が最も高い者とする。

優先交渉権者とする最低評価点は50点とする。

最終選考結果は、各社宛てに文書で通知する。

評価点が同点の場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

### (5) その他

参加者が1社の場合においても審査を実施する。

審査順序は、参加表明書の受付順とする。

### (6) 審査基準点

評価項目	評価の着目点	配点
1 業務方針についての提案	業務の内容・目的を的確に把握しているか。(仕様書を満たしているか。)	10
2 業務工程に関する提案	業務工程がわかりやすく工夫された内容となっているか。	10
3 防災マップに対する提案	<b>【構成】</b> 提案・アイデアが、本町の求める成果に貢献するものか。(以下の3点につながるものか) ・読みたい、読む価値があると町民が感じる。 ・幅広い世代が災害の知識を深めることができる。 ・ユニバーサルデザインで多くの方（子ども、高齢者、外国人等）が活用可能か。	10
	<b>【地図】</b> 各種災害（土砂災害、洪水、高潮、津波）のマップの作成手法について、提案・アイデアが画期的で、かつ実現のために具体化されているか。	10
	<b>【啓発】</b> 各種災害（土砂災害、洪水、内水、地震、高潮、津波）の啓発面について、具体的な提案となっているか。	10
	今回の仕様書のほか、独自提案として今後の本町の防災事業に有効な提案がなされているか。	10

4	実施体制	業務実施責任者等は、同種及び類似業務の経験を十分に有しているか。また、専門性、専任性が確保されているか。業務遂行のための適切な組織体制があるか。	15
5	プレゼンテーション	提案内容は、本業務に対する取組意欲が十分に感じられるものか。	15
6	見積金額	見積書記載の金額	10
合計			100

### 1.3. 契約の手続き

1.2により決定した優先交渉権者は、業務内容や契約内容について委託者と協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、第一契約候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合又はその他の事由により契約締結が困難となった時には、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

### 1.4. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせは応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届」(様式第4号)を提出すること。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (6) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。